

参考資料3

他計画のパブリック・コメントの実施結果

平成30年3月

大阪市 福祉局 高齢福祉課
介護保険課



「大阪市地域福祉基本計画(素案)」に対する パブリック・コメント手続きの実施結果

1 意見募集期間

平成 29 年 12 月 25 日（月）から平成 30 年 1 月 24 日（水）まで

2 意見の提出方法

はがきによる送付、ファクシミリ、電子メール、持参

3 素案の公表方法

(1) 計画(素案)の閲覧・配布、概要版の閲覧・配布

- ・福祉局生活福祉部地域福祉課
- ・各区保健福祉センター
- ・市民情報プラザ
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）など

(2) インターネットによる公表

- ・大阪市ホームページ

4 集計結果

(1) 意見提出件数

- ・受付件数 22 件
- ・意見件数 41 件

(2) 受付件数の内訳

- ・提出方法別（件）

はがき	ファクシミリ	電子メール	持 参	計
8	5	8	1	22

- ・住所別（件）

大阪市内	大阪市外	不 明	計
17	3	2	22

- ・年齢別（件）

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60~64 歳	65~74 歳	75 歳以上	不明	計
2	3	3	4	4	3	0	3	22

(3) 意見内容による分類

意見内訳：41件

意見内容	意見件数
第1章 計画の考え方	7
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	0
4 圏域の考え方	1
5 計画の推進・評価の体制	0
第2章 地域福祉を取り巻く現状	0
1 統計データ等から見る大阪市の現状	0
2 地域福祉にかかる法・制度の動向	0
3 地域福祉推進指針に基づく各区の取り組み状況	0
第3章 計画の基本理念と基本目標	18
1 基本理念	0
2 基本理念の考え方	3
(1) 人権尊重の考え方	1
(2) 住民主体の地域づくりの考え方	1
(3) ソーシャル・インクルージョンの考え方	0
(4) 福祉コミュニティ形成の考え方	0
(5) 多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の考え方	1
3 計画の基本目標	0
4 計画の体系	0
基本目標：みんなで支え合う地域づくり	8
1 住民主体の地域課題の解決力強化	8
(1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり	1
(2) 地域福祉活動への参加の促進	4
(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり	0
(4) 専門職による地域福祉活動への支援について	3
2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進	0
3 災害時等における要援護者への支援	0

意見内容	意見件数
基本目標2 新しい地域包括支援体制の確立	7
1 地域における見守り活動の充実	2
2 相談支援体制の充実	5
(1) 複合的な課題等を抱えた人への支援	0
(2) 生活困窮者自立支援制度との連携	2
(3) 子どもの貧困対策との連携	3
(4) 相談支援体制を支える人材の育成・確保	0
3 権利擁護支援体制の強化	0

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み	12
1 相談支援機関 地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備	7
1-1 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化	2
1-2 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築	5
2 福祉人材の育成・確保	2
2-1 地域福祉活動の担い手の確保	0
2-2 福祉専門職の育成・確保	1
2-3 行政職員の専門性の向上	1
3 権利擁護の取り組みの充実	3
3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進	1
3-2 成年後見制度の利用促進	2

その他	4
-----	---

5 ご意見と本市の考え方

お寄せいただいたご意見の概要と本市の考え方は、別紙「大阪市地域福祉基本計画（素案）」に対するパブリック・コメント意見一覧のとおりです。

なお、ご意見につきましては、趣旨を踏まえて要約しております。

「大阪市地域福祉基本計画(素案)」に対するパブリック・コメント意見一覧

意見要旨	大阪市の考え方
第1章 計画の考え方(7件) 1 計画策定の背景と趣旨(1件)	<p>・「だれもが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくためには」との冒頭の文章は、転居者に思いが伝わらず、他者を排除する差別的な表現である。大阪市には、他府県や海外からの転入者、東北大震災の避難者も暮らしており、だれもが安心して暮らし続けることを目指した、他者を排除しない政策。LGBT、貧困者、人種、その他差異を抱えたすべての人、新しく市民に加わった人たちも含め、だれもが住みやすい地域を推進していく地域福祉が必要との思いが伝えられる文章として欲しい。</p>
2 計画の位置づけ(5件) 【地域福祉基本計画の位置づけ】 <p>・大阪市では、地域福祉に関する市レベルの計画は策定せず、各区で地域福祉計画（地域福祉ビジョン等）の策定が進められていると聞いていた。なぜ、今、市レベルの計画として「大阪市地域福祉基本計画」を策定する必要があるのか。また、私が居住する中央区では、地域福祉ビジョンが策定されているのか。</p>	<p>・本市では、各区において区の実情にあった、区地域福祉計画等を順次策定し、特色ある地域福祉の取り組みを進めていますが、福祉人材の育成など各区に共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で取り組んでいく必要があります。そのため、基本理念や市域全体で実施すべき基礎的な取り組み等を示し、各区の取り組みを支える計画として、本計画を策定することとしました。 なお、中央区については、平成29年12月に「中央区地域福祉ビジョン」が策定されました。</p>
【分野別計画・関連計画等との関係】 <p>・地下鉄のエレベーターに乗る際に、かなり遠回りが必要な駅については、高齢者、障がい者が円滑に利用できるよう改善してほしい。</p> <p>・地域の人口急増に伴い、交通量が増加し、小学校の運動場も狭隘になるなど、地域で対応しきれず住みにくくなっている改善してほしい。</p> <p>・教育・子どもの支援に関して、各関係機関で情報の共有ができるようになれば良い。</p> <p>・子どもの放課後事業は、①留守家庭の小学校低学年のかどもたちを夕方まで預かる民間の「留守家庭児童対策事業（学童保育）」、②空き教室で小学生を預かる「児童いきいき放課後事業」があるが、「子どもの家事業」（利用無料・実費負担）は、平成26年度に学童保育に統合され廃止されている。 しかしながら「子どもの家事業」は、利用者の年齢も0歳～18歳までと広く、子どもと保護者たちの相談所であり、なにより様々な課題を抱えたこどもたちの「地域の居場所」であった。計画における実態調査で触れられているように、経済的困窮と社会的困窮に一定の相関関係</p>	<p>・本計画は、地域という視点から各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別、障がいの有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の地域生活を支えるものです。 各分野に関する具体的な支援策は分野別計画に基づき施策を進めることとしています。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
が窺われていることからも、こどもと保護者の地域の居場所つくりを、再度検討いただきたい。	
4 圏域の考え方（1件） <ul style="list-style-type: none"> 各圏域の説明のうち、隣近所の特性について、「社会資源は限定的。」とは誰から見てのものか。また、地域によって違いがあるので断定した表記は適当ではないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画では、「隣近所」から「市域」まで、様々な圏域の記載をしておりますが、それらのうち、「隣近所」が最も小さな圏域であることから他の圏域と比較して「社会資源は限定的」としているところです。
第3章 計画の基本理念と基本目標（18件）	
2 基本理念の考え方（3件） <p>【人権尊重の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> LGBT・犯罪被害者に対する偏見・排除等が課題として明確にされている点は評価するが、これらの課題に対してどう対応していくか、具体的な方策を計画に記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権尊重」は、本計画に基づく取り組みを進めるうえでベースとなる考え方です。具体的な施策については、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき取り組みを進めているところです。
<p>【住民主体の地域づくりの考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民主体と言うが、中心部ではタワーマンションの建設が進み、核家族化も進行するなか、福祉コミュニティの形成が難しくなっているといった議論は、過去よりずっとされている。計画に記載されている観念的なことは実現が可能なのか、中間目標などを示して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざしており、本計画においても、住民主体の地域課題の解決力強化に向けて、さまざまな取り組みを進めていくこととしております。なお、計画の推進・評価については、年度ごとにPDCAサイクルを活用しながら効果的に取り組むこととしており、今後、大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会やそのもとに設置している地域福祉基本計画策定・推進部会において、評価指標や評価方法の検討を進めてまいります。
<p>【多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法書士は、成年後見業務などを通じて社会福祉関係者と連携を構築している。地域福祉の担い手として、住民、NPO、社会福祉事業者、企業の他に、司法書士などの法律専門職団体も明記すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）」は、本計画に基づく取り組みを進めるうえでベースとなる考え方です。本計画における「住民、NPO、社会福祉事業者、企業等」との記載は、協働する団体等を限定するものではなく、あくまで例示として記載しているところです。
基本目標：みんなで支え合う地域づくり（8件）	
1 住民主体の地域課題の解決力強化 <p>【地域での支え合い、助け合いの意識づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画素案には、地域社協や町会組織の担い手不足や組織の弱体化のようなニュアンスが記載されているが、そもそも大阪市は地縁組織が必要との認識ではなかったのか。 <p>今さら、地域社協や町会の必要性を計画にうたわっても、簡単に元に戻るものではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、平成24年7月に策定した「市政改革プラン」に基づき、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」を進めるため、多様な活動主体が参画して地域課題に取り組むなど地域活動協議会の形成の促進に取り組んできました。この地域活動協議会では、これまで市民の福祉の向上や市の発展に大きな役割を担ってこられた既存の地域団体に加えて、市民、NPO、企業など様々な活動主体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、新たな課題も含めた地域課題に

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【地域福祉活動への参加の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ニッポン一億総活躍プラン」では、寄付文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図ることが求められているが、計画素案では、地域福祉を推進するための財源について触れられていない。 	<p>取り組むことによって、拡大し続ける「公共」の分野を支える担い手となっていただくためのしくみです。本計画でも同様に、地縁組織はもちろんのこと、多様な主体が協働して地域福祉課題の解決に取り組むことを記載しているところです。</p>
<p>また、社会福祉法第十章では、「地域福祉の推進」として、第一節「地域福祉計画」、第二節「社会福祉協議会」、第三節「共同募金」が規定されており、これら3つは地域福祉推進のうえで三位一体のものといえることから、共同募金などの民間資金について記載が必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> P75の3行目「加えて、これまで支援される側と考えられ～」という文章の「支援される」という表現は少々きついので、「支援を受ける側」などマイルドな表現の方が良いのではないか。 ボランティア情報の発信に際しては、普段からボランティアを意識している市民ばかりではないので、行政のホームページや広報紙に加えて、例えば、商業施設など行政以外にも協力を仰ぎ、日常生活で目に入るよう工夫したり、「見たい、繋がりたい」と感じさせるものを盛り込んだICTの活用をするなど、民間企業の広報戦略のような柔軟な発想が必要。 地域福祉活動の担い手が高齢化しており、新たな担い手の育成が必要である。地域福祉活動の担い手に対して、何かメリットとなるしくみが作れないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題を地域で解決するための財源確保の取り組みは、本市としても重要であると考えており、本計画では、「寄付文化の醸成のための取り組み」や、「市民活動の持続的な実施に向けた支援」などに取り組むこととしています。 また、社会福祉法で規定されている共同募金に関しては、第2章の「地域における団体等の活動の状況」において詳細な記載をしているところです。ご意見を踏まえ、今後の取り組みを推進してまいります。 ご意見を踏まえ、「支援を受ける側」に修正します。 ご意見のとおり、ボランティア活動に参加するきっかけづくりには、情報発信が重要であると考えています。 <p>本計画では、ICTなども活用しながら、あらゆる世代の住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、新たな活動の担い手づくりに取り組むこととしております。ご意見を踏まえ、今後の取り組みを推進してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動は、身近な地域に暮らす者同士で「つながり」の大切さを実感しながら、地域全体でさまざまな課題の解決に取り組むものであり、本計画に基づき、新たな活動の担い手づくりに取り組んでまいります。
<p>【専門職による地域福祉活動への支援について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状は、地域と福祉の連携ができていない。 専門性があるからといって、地域との連携を福祉職ばかりに押し付けられても、現場を抱えながら、限られた労働時間の中で対応することは難しいと思う。 計画の理念はわかるが、実現は難しいのではないか。 町会等で地域活動をしていると、以前は積極的に区役所職員（振興町会担当）が来てくれ励みになったし、顔見知りになれば次に繋がりやすくなる。社協への丸投げ感を感じる。 やはり行政の方が来て一緒に地域推進を行えばこんな良い事はありません。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画では、住民主体の取り組みを推進するため、区社会福祉協議会の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）をはじめ、生活支援コーディネーターなどの福祉専門職が、地域包括支援センターなどと連携しながら支援の充実を図ることとしております。 孤立死や認知症高齢者に関する見守りの取り組みなどは、地域の力がなくては成り立たないものであり、地域における主体的な活動と、行政施策との役割分担や関係性について丁寧に説明し、地域と行政が信頼関係のもと、協働して地域福祉を推進していくことが重要と考えております。そのため、本計画では、「みんな

意見要旨	大阪市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター設置は高齢者支援の中心となっているように見えるが、横断的な支援には困りごとの分野を超えて総合的な課題の解決にあたる「まとめ役」が必要であり、モデル地域のようなスーパーバイザー設置をさらに進めるべきである。 	<p>で支え合う地域づくり」を基本目標の1つに掲げ、住民主体の地域福祉活動への支援や、多様な主体の参加と協働を推進するため、様々な取り組みを進めることとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画では、複合的な課題等を抱えた人への支援については、生活困窮者自立支援事業との連携状況も含め、モデル事業における効果検証を行ったうえで、各区に対して必要な機能と、実施に向けた選択肢を示すなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備を進めることとしております。
基本目標2 新しい地域包括支援体制の確立（7件）	
1 地域における見守り活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員を紹介するコラムが掲載されているが、民生委員の説明として重要な①特別職の地方公務員であること、②守秘義務があること、③無報酬のボランティアであること、の3点を追記すべきである。 また、コラムの掲載位置について、第2章に民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数が掲載されているので、その次の頁に移動させるほうが市民にとってわかりやすくなる。 民生委員・児童委員のなり手不足や高齢化について、地域住民の自主性や自律はもちろん大切だが、だれも担い手がない地域では、行政の責任において自治体職員が担い手とならざるを得ないのでないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員は、地域住民と同じ立場で相談にのり、必要な福祉サービス等が受けられるよう、関係機関へつなぐ役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯等の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。 民生委員・児童委員を幅広く市民に周知する観点から、ご意見を踏まえて、コラムの内容にご意見の3点を追記するとともに、掲載位置についても変更いたします。 民生委員・児童委員のなり手不足や高齢化による活動の負担感が増えていることから、計画に基づき、参加しやすく活動しやすい環境づくりを進めてまいります。
2 相談支援体制の充実 <p>【生活困窮者自立支援制度との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者支援には多重債務の法的解決が重要であるため、弁護士や司法書士へのつなぎを明記すべき。 小さい子どものいる家庭は相談が困難な場合も多いため、子ども自立アシスト事業対象に小学生以下の子どもがいる世帯も含めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見のとおり、生活困窮者支援において、多重債務者への法的観点からの支援は重要です。そのため、家計相談支援事業及び法律相談事業を効果的に実施してまいります。 子ども自立アシスト事業は、貧困の連鎖を断ち切る観点から、家庭環境等に課題があり、進学や将来の就労意欲が低い中学生のこどもがいる世帯を対象としています。
<p>【子どもの貧困対策との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画素案では、子どもの貧困対策の入り口が学校になっているが、他にも様々な場面において、自治体に相談し、適切な支援につなげる必要がある。 学校だけでなく、児童館や子ども食堂など家庭的に課題を抱えている子どもが居る可能性のある場所も含む方が良いのではないか。 学校との連携は、教育分野と福祉分野だけではなく、法律分野においても必要であるので、その旨を明記すべきである。 特に子どもの貧困については、借金・労働・DV・離婚など法的解決が不可欠なものが関与して 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は、子どもの貧困の課題の解消に向けて策定中の「大阪市子どもの貧困対策推進計画」と連携してすすめていくこととしております。 「大阪市子どもの貧困対策推進計画」では、各区保健福祉センターにおいて、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、地域や関係機関が連携し、身近な地域において適切な相談や支援が受けられるよう取り組むこととしています。また、子どもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、適切な支援につなぐことが必要との認識に立ち、社会全体で子ども